

一、はじめに

古代インドでは、現世の業の報によって来世に人間界を含む六種の生類に転生するという輪廻思想が存在した。釈尊は、輪廻思想に関しては肯定も否定もせず、ただ現世で功德を積むことに重きを置いたが、この輪廻思想が、バラモン教・ジャイナ教・アーゾーヴィカ教にも広く受容されたのと同様に、のちの仏教にも受け容れられたことは、よく知られるところである。

周知の通り、輪廻とは、梵語 *samsara* の訳語で、生前の善悪の業に応じて、衆生がこの娑婆世界において生死を繰返すことをいう。衆生は、死後、中有（中陰）の期間である七日を経て次生に赴くとされ、これを「輪廻転生」「生死流転」ともいう^①。仏教では、この輪廻から脱して、すなわち解脱することを目的としている。生死流転を繰り返す衆生には、地獄道・餓鬼道・畜生道・修羅道・人間道・天道の六種があり、これを六道・六趣・六凡ともいう。六道のうち地獄・餓鬼・畜生の三道を三悪道、これに修羅を合せて四悪趣と呼び、また修羅・人間・天上を三善道と呼ぶこともある。部派仏教では六道までは説かれるが十界は説かない。大乘仏教で説く十界は、六界（地獄界・餓鬼界・畜生界・修羅界・人間界・天上界）に、聖位の四聖（声聞界・縁覺界・菩薩界・仏界）を加えたものである^②。

鎌倉仏教の祖師のひとりである日蓮（一二二二〜一二八二）は、この六道輪廻転生思想を特に「謗法」「罪」という側面から捉え直した人物として知られる^③。その姿勢は、インド古来の輪廻思想について、単なる自業自得の果報として受け止めるだけではなく、法華経に基づいた独自の解釈へと展開をもたらした。果たして、輪廻転生の思想は、日蓮の宗教においてどのような意味を有していたのであろうか。そして、日蓮は、人間界衆生として受けた自らの「生」の意味をいかに受容し、また数々の迫害に耐え忍びながらの法華経の持経者としての人生・生涯をいかに受け止めたのであろうか。本研究では、日蓮遺文にみる六道衆生のそれぞれの記述を整理・分析し、特に転生に関する説示に着目して、日蓮の転生観・死生観を考察するものである。

なお、本稿引用遺文は、日蓮自筆文書のうち真筆が完存またはほぼ完全に現存している真蹟現存遺文、真蹟がかつて実在したことが確認されているもののその後焼失または損失し現在は写本遺文等によって復元されている真蹟曾存遺文、真蹟の一部が確認されるのみで全体像が後世の写本遺文等によってのみ復元されている真蹟断片現存遺文に限定した。論文の性格上、教説意図の明確ではない真蹟現存図録、写本遺文等によっても全体像が復元できず更に前後の文章が欠損しているため全体の文意が明白ではない真蹟断片現存遺文、その他、経論釈疏等抄出の要文類・書入本および直筆写本類は、考察の対象外とした。なお、典拠として示した各遺文の頁数は、立正大学日蓮教学研究編『昭和定本日蓮聖人遺文』（身延山久遠寺、二〇〇〇年）の収載頁数である。

二、日蓮の六道観

まず最初に総論として、日蓮は六道衆生の特性をどのように認識していたのかを確認しておきたい。これに関しては、『如来滅後五五百歳始観心本尊抄』の「数見^{ニル}他^ヲ、或

時ハ喜ビ、或時ハ瞋リ、或時ハ平カナリ、或時ハ貪リ現ジ、或時ハ癡現ジ、或時ハ諂曲ナリ。瞋ルハ地獄、貪ルハ餓鬼、癡ハ畜生、諂曲ハ修羅、喜フハ天、平カナルハ人也」（七〇五頁）の説示が参考となる。

ここでは、まず、地獄界衆生の特性として、日蓮は瞋恚を挙げる。瞋恚は、殺生等の直接的要因であるという理由で、地獄に配当したものであると思われる。『中阿含経』に「若シ有テ衆生ニ因ニルガ心瞋恚ニ故ニ、身壞レ命終シテ必ズ至リ惡処ニ生ズ地獄中ニ」（『正蔵』一卷七〇四頁a）とみえる説示も関連があるかと思われる。次に、餓鬼界の特性としては、他に対して慳（おし）み、自分は食するという慳貪の心を挙げている。『大智度論』に「生ズルガ慳貪ノ心ニ故ニ而墮ス餓鬼中ニ」とみえる。畜生界衆生の特性としては、愚癡を挙げるが、これについては『正法念処経』にも「以テ愚癡ニ故ニ受テ畜生身ヲ」（『正蔵』一七卷一九九頁b）等とみえる。修羅界の特性として、諂曲を挙げるが、これについては『大智度論』に「阿修羅衆ノ心多ク邪曲」（『正蔵』二五卷二八〇頁b）とみえる。人間界の特性としては、苦楽半ばする中にあつて平安をもとめることが挙げられ、これについては『妙法蓮華経玄義』の「純惡ノ心ニシテ無キハ善念間ノ者即チ惡道ノ業ニナリ。果ノ時、純ラ苦ナルガ故ニ。善惡相ニ起ルハ即チ人業ナリ。人中ノ果報ハ苦樂相間ハルガ故ニ」（『正蔵』三三卷七五九頁c）等の説示が参考となるうかと思われる。天上界衆生の特性としては、快楽を喜悅とすることが挙げられている。『阿毘達磨大毘婆沙論』の「戲樂ノ故ニ名レタ。以テテノ恒ニ遊戯シテ受クルヲ勝樂ヲ故ニ」（『正蔵』二七卷八六八頁a）等の説示が参考になるものと思われる。このように、六道の生因・特性を簡にして要を得た表現で示したのが『観心本尊抄』の一節であると言えよう¹⁴⁾。

六道衆生の各論は別稿に譲ることとして¹⁵⁾、次に日蓮の人生観とも深い関係があると思われる、人間界衆生として生を受けたことの意味について説示された箇所に着目し、検討を加えておきたい。日蓮は、すでに初期の遺文において、人間として受けた生の希有なることを指摘している。例えば、『守護国家論』に、「夫レ以テレバ偶脱ニテ十方微塵三惡ノ身ヲ、希ニ受テ閻浮日本爪上ノ生ヲ。亦捨テ閻浮日域爪上ノ生ヲ、受ケンコト。十方微塵三惡ノ身ヲ無レキ者也。然ルニ捨テテ生ラ墮ツルニ惡趣ニ縁非ズレニ」（八九頁）、「捨テテ人身ヲ還リテテ人身ニ如ク爪上ノ土ヲ、捨テテ人身ヲ墮ツルハ三惡道ニ如ク十方ノ土ヲ。捨テテ人身ヲ受クルハ人身ニ如ク爪上ノ土ヲ、捨テテ人身ヲ還リテ得ルハ三惡ノ身ニ如ク十方ノ土ヲ。受クルハ人身ニ如ク十方ノ土ヲ、受ケテ人身ニ如ク爪上ノ土ヲ、捨テテ人身ヲ不レドキ欠ク六根ノ生ズルハ、辺地ニ如ク十方ノ土ヲ、生ズルハ、中国ニ如ク爪上ノ土ヲ。生ズルハ、中国ニ如ク十方ノ土ヲ、値テレバ佛法ニ如ク爪上ノ土ヲ」（一一〇頁）、「夫レ受クルコト三惡ノ生ヲ多ク大地微塵ヨリ、受クルコト人間ノ生ヲ少ク爪上ノ土ヨリ」（一二八頁）などとみえるがごとくである。このような人生観は、『下山御消息』の「人身は受がたくして破れやすし」（一三三二頁）、『崇峻天皇御書』の「人身は受がたし、爪上の土。人身は持がたし、草の上の露」（一三九五頁）、『千日尼御前御返事』の「しかるに日蓮は、うけがたくして人身をうけ、値がたくして佛法に値奉る」（一五四二頁）など、晩年の遺文にも多く確認される。

また、前世にいかなる善業を積んで人間界衆生の身を受けたのかについては、『種種御振舞御書』に「夫人身をうくる事は五戒の力による。五戒を持てる者をば二十五の善神これをまほる上、同生同名と申て二の天、生れしよりこのかた、左右のかたに守護するゆへに、失なくて鬼神あだむことなし」（九八四頁）などともみえる。ここでは、前世に五戒を持つことが人間界に転生する業因のひとつとなることが示唆され、日蓮における仏教的人生観の一端を示していると思われる。この説示と、「爪上の土」「十方の土」の譬説を

重ね合わせれば、五戒を持つことすら困難な末法の機根にとつては、来世に三悪道へ趣くことは逃れがたい必然であるということである⁽⁶⁾。

なお、人生の無常なる様については、日蓮は、「人の寿命は無常也。出る気は入る気を待事なし。風の前の露、尚譬にあらず。かしこきも、はかなきも、老たるも、若きも定め無き習也」(『妙法尼御前御返事』一五三五頁)と述べており⁽⁷⁾、こうした希有なる人生を全うすることの意義については、「命と申物は一身第一の珍宝也。一日なりともこれをのぶるならば千万両の金にもすぎたり」(『可延定業御書』八六二頁)、「我ガ門家ハ夜ハ断レテ眠ヲ、昼ハ止レテ暇ヲ案レセヨヲ。一生空シク過シテ万歳勿レ悔ユルコト」(『富木殿御書』一三七三頁)、「百二十まで持て名をくだして死せんよりは、生きて一日なりとも名をあげん事こそ大切なれ」(『崇峻天皇御書』一三九五頁)などと説き、人生は儚く無常であるからこそ日々の生き方を重んじるよう教諭している。

三、上位転生の説示

では、次に、輪廻転生を巡る遺文中の説示を整理・分析してみたい。予め断っておくが、本稿ではあくまでも六道間での輪廻転生の説示を中心に論じるものであって、六道から四聖への解脱、仏・菩薩の六道への応化・応現や本地垂迹、願兼於業などによる四聖から六道への転生(『開目抄』五六〇頁ほか)、聖位からの六道への墮落(『顕仏未来記』七三九頁ほか)、智顛や最澄など先師の転生譚、仏陀の因位の本生譚、菩薩・二乗の本生譚・前生譚などに関しては検討の対象としない。その前提に立って、純粹に遺文中の六道輪廻転生の説示に着目すると、ある特徴を見いだすことができる。すなわち、日蓮遺文には、転生の先例として、様々な譬喩・因縁・説話・故事が引かれることが多く、これらの説示を整理・分析すると、大別して、畜生界衆生から天上界衆生へといったように下位の衆生から上位の衆生へと転生した事例、その逆に人間界から地獄界へといったように上位の衆生から下位の衆生に転生した事例、人間界の凡夫から国王へといったように同じ衆生間でより優れた根性へと転生を遂げた事例などが確認できるのである。

(一) 人間界からの転生

まず、上位転生の一例として、人間界衆生が天上界に転生した事例について、遺文中の説示を確認しておきたい。

『開目抄』(六〇三頁)には、子を愛念して身命を捨てた母の梵天転生を説く母子共没の譬え(『大般涅槃經』『正藏』一二卷三七四頁a)を引き、子に対する無償の慈愛が梵天転生の業因となる事例として紹介する。同様の記述は、『光日上人御返事』にも「子を思ひ貧女は恒河に沈き。(略)彼河に沈し女人は大梵天王と生れ給」(一八八〇頁)などとみえる。

『小乘大乘分別鈔』には、「過去に法華經の種を殖たりし人、現在に法華經を待ずして機すむ故に、爾前の經縁を縁として、過去の法華經の種を發得して、成仏往生をとぐるなり。例せば(略)孝養父母の者の梵天に生るるが如し」(七七六頁)と、法華經の過去下種結縁によつて爾前縁を縁として成仏・往生を遂げる者もいることを説く中において、過去の修因が發得して梵天に転生した父母孝養の者の例⁽⁸⁾を挙げ譬説している。

『法蓮鈔』(九四八頁)では、烏龍遺龍説話⁽⁹⁾を引く中において、無間地獄の罪人が、法華經の寫經の功德によつて忉利天・都率天にも転生したとする事例を引く。

『南条殿御返事』では、「この人のせんじやうの御事を、仏にとひまいらせさせ給しかば、むかしうえたるよに、むぎのはんを一ぱひ供養したりしゆへに、切利天に千反生て今釈迦仏に値まいらせ、僧の中の第一とならせ給」(一〇七九頁)と、飢饉の世に聖者に対する麦飯供養の志によって切利天に千遍転生した迦葉尊者の前生譚^⑤を紹介する。

『妙心尼御前御返事』では、「はるり王と申せし悪王、仏のしたしき女人五百余人を殺て候しに、仏、阿難を雪山につかはして青蓮華をとりよせて身にふれさせ給しかば、よみがへりて七日ありて切利天に生にき」(一一〇三頁)と、波瑠璃王による殺釈(釈迦族虐殺)によって命を落とした数多くの女人が、雪山の青蓮華の効能によって蘇生し、七日後切利天に転生した故事^⑥を引く。

なお、日蓮が、自己の前生について述べた例として、『開目抄』に「此に日蓮案云、世すでに末代に入て二百余年、辺土に生をうく。其上下賤、其上貧道の身なり。輪回六趣の間、人天の大王と生て、万民をなびかす事、大風の小木の枝を吹がごとくせし時」(五五六頁)とみえ、今生までに種々の輪廻を繰り返してきたことが示されるばかりにとどまらず、特に「我無始よりこのかた悪王と生て、法華経の行者の衣食田畠等を奪とりせしことかずしらず。当世日本国の諸人の法華経の山寺をたうすがごとし。又法華経の行者の頸を刎こと其数をしらず。此等の重罪はたせるもあり、いまだはたさざるもあるらん。果も余残いまだつきず。生死を離時は必此重罪をけしはて、出離すべし」(六〇二頁)と、その中で法華経に対する謗法の罪を重ねてきた可能性があることを示唆している。

(二) 畜生界からの転生

畜生界衆生の天上界への転生について言及した説示としては、四諦を反復する鸚鵡の故事^⑦、尸毘王の鳩の故事^⑧、経行者供養の功德によって月に転生した兔の故事^⑨、尸陀山の野干が帝釈に転生した故事^⑩等がある。

畜生界から人間界への転生については、日蓮自身が前生に畜生界衆生を経歴したこともあった可能性について言及するものが確認される。すなわち、『神国王御書』に「釈尊は御入滅ならせ給てほど久なりぬれば、末代辺国に法花経の行者有とも、梵釈日月等御誓をうちわすれて守護し給事なくば、日蓮がためには一旦のなげきなり。無始已来、鷹の前のきじ、蛇の前のかへる、猫の前のねずみ、犬の前のさると有し時もありき(以下略)」(八九二〜八九三頁)などとみえるがごときである。

(三) 餓鬼界からの転生

次に餓鬼界衆生からの上位衆生への転生について、遺文中の説示を整理すると、天上界への転生について言及した説示が確認される。すなわち、雪山童子の故事にみえる鬼神(または羅刹)が、雪山偈(無常偈)の聞法によって帝釈天に転生した例^⑪で、『日妙聖人御書』に「彼の鬼神は今の帝釈なり」(六四三頁)、『兄弟鈔』に「雪山童子の前に現ぜし羅刹は帝釈なり」(九二五頁)などとみえる。

(四) 地獄界からの転生

地獄界から天上界への転生について述べた例として、『上野殿御返事』の「仏になるみちこれにとるべからず。(略)地下の者のでんじやうへまいるがごとし」(一七〇八頁)があり、ここでは地下の衆生(地獄界衆生か)が天上界に転生することと、成仏することの難しきことを対比している。ただし、この説示は単なる譬説ともとらえることができ、いかなる事例を示唆しているのかは未詳である。

四、下位転生の説示

次に、遺文中における下位転生の説示に着目してみたい。上位転生の場合と異なり、下位転生には、地獄・餓鬼・畜生各別に転生を論じる場合と、三悪道・四悪趣への墮落等について総括して論じる場合とが混在しているのが特徴的である。なお、修羅界への転生については特筆すべき説示は管見の限り見あたらない。

(一) 畜生界への転生

畜生界の苦を受けた例としては、法華経の殊勝性を疑ったために現身に大蛇となった三階禪師の例が『松野殿御消息』(一一四二頁)に、過去世に粟を盗んで牛のように反芻したため五百生もの間牛として生まれた橋梵波提の例が『光日房御書』(一一五九頁)に、それぞれ確認される。

(二) 餓鬼界への転生

餓鬼界に転生した者の例としては、慳貪の失によって餓鬼界に墮落した青提女の例(孟蘭盆の故事)が、『四条金吾釈迦仏供養事』(一一八六頁)、『報恩抄』(一二三九頁)、『孟蘭盆御書』(二七七―一頁)、『上野尼御前御返事』(一八五八頁)等に確認される。

(三) 地獄界への転生(三悪道・四悪趣への転生を含む)

日蓮遺文中の墮獄・墮悪道の説示は、実に多岐にわたる。このことは、末法・謗法の問題と墮獄との関連性について日蓮が強く意識していたことの表れと看取できる。地獄界への転生について検討するにあたっては、まず墮地獄・墮悪道の業因に関する説示を整理し、ついで墮地獄・墮悪道に関する先例の引用について見ていきたい。

日蓮は、『守護国家論』(八九頁)をはじめとする諸遺文において、墮地獄・墮悪道の業因として、殺生・悪逆(十悪・五逆)・謗法などがあることを指摘するが、その具体的内容について確認しておきたい。まず、殺生に関しては、『立正安国論』(二二二頁)に『大般涅槃経』梵行品(『正蔵』一二卷四六〇頁b)の文を引いて、殺生に上殺・中殺・下殺の別があること、下殺とは畜生(菩薩示現生の畜生を除く)を殺すことで、地獄・餓鬼・畜生の三悪道に墜ちて下の苦を受ける業となり、中殺とは前三果(須陀洹・斯陀含・阿那含)の聖者を殺すことで、地獄・餓鬼・畜生の三悪道に墜ちて中の苦を受ける業となり、上殺とは父母・声聞・縁覚・菩薩を殺すことで、無間地獄に墜ちて大苦を受ける業とすること説く⁽¹⁷⁰⁾。

なお、『立正安国論』においては、このことをふまえた上で、一闍提を殺しても墮獄・墮三悪道の因とはならないことの文証としている。参考までに、護法のために謗法者を断罪する行為が墮獄の因とはならないことについて言及する例として、日蓮は、『守護国家論』(二二五頁)、『立正安国論』(二二二頁)などにおいて『大般涅槃経』(『正蔵』一二卷三八四頁a)の有徳王の故事を引き、また『守護国家論』(一一八頁)、『立正安国論』(二二二頁)などにおいて『大般涅槃経』(『正蔵』一二卷四三四頁c)の仙豫国王の故事を引く⁽¹⁸⁰⁾。

ところで、日蓮は、墮獄の業因は殺生に限定されるものではなく、ほかにも四重禁(殺生・偷盗・邪淫・妄語)・十悪(殺生・偷盗・邪淫・妄語・綺語・両舌・悪口・貪欲・瞋恚・愚癡または邪見)・五逆(殺父・殺母・殺阿羅漢・出仏身血・破和合僧)等があることを指摘する。これらに基づいて、墮獄の業因に関してより詳細な記述がなされた例とし

て、『顛謗法鈔』(二四七〜二六〇頁)がある。ここでは、八大地獄の一々の業因について解説を加え、殺生は等活地獄、殺生・偷盜は黒繩地獄、殺生・偷盜・邪淫は衆合地獄、殺生・偷盜・邪淫・飲酒は叫喚地獄、殺生・偷盜・邪淫・飲酒・妄語は大叫喚地獄、殺生・偷盜・邪淫・飲酒・妄語・邪見は焦熱地獄、殺生・偷盜・邪淫・飲酒・妄語・邪見に淨戒比丘尼に対する邪淫が加わると大焦熱地獄、五逆罪および謗法は大阿鼻地獄の業因となり、特に五逆より謗法のほうが阿鼻地獄に墮落する因果としては重いことを指摘する。同様の説示は、『日女御前御返事』(一五一頁)、『種種物御消息』(一五二九頁)などにも確認される。

特に、墮獄に至る最も重い業因が、謗法・謗大乘等の行為であり、『立正安国論』に「謗大乘經典^ル者^ラハ勝^ニレタリ無量ノ五逆^ニ、故^ニ墮^ニテテ阿鼻大城^ニ永ク無^クケン出^{ツル}期^ニ」(二二三頁)とみえるほか、『南条兵衛七郎殿御書』に「法華經の行者をのりて、ことに無間の業をます」(三二五頁)、『葉王品得意抄』に「設^ヒ雖^モ信^ニト一切経^ヲ、背^ニカバ法華經^ニ必^ズ墮^ツ阿鼻大城^ニ」(三三八頁)、『法華題目鈔』に「有解無信の者を皆惡道に墮すべし」(三九一頁)、『種種物御消息』に「ただ法華經不信の大罪によりて無間地獄へは墮候也」(一五二九頁)、『大田殿女房御返事』に「二増上慢に墮て、必無間地獄へ入候也」(一七五四頁)などと指摘する。では、次に、地獄界への墮獄、三惡道・四惡趣への転生について、先例を引いた日蓮の説示を見ていきたい。

自らの業因によつて墮地獄・墮惡道した者の具体的事例としては、五逆によつて現身墮獄した提婆達多の例⁽¹⁶⁾、不輕菩薩を打擲した罪によつて無間地獄に墮ちた尼思仏等の例⁽²⁰⁾、邪見にして外道を信じたため一期ののち墮獄したとする妙莊嚴王の例⁽²¹⁾、殺父母・殺阿羅漢の罪により墮獄した大天の例⁽²²⁾、九九九人を殺害した罪で墮獄したとする鶯堀摩羅の例⁽²³⁾、殺父によつて阿鼻地獄に墮落した羅摩王・拔提王・毘樓真王・那睺沙王・迦帝王・毘舍佉王・月光王・光明王・日光王・愛王・持多人王等の例⁽²⁴⁾、諸法実相の教えを説く喜根菩薩を謗った罪により生身墮獄した勝意比丘の例⁽²⁵⁾、謗大乘・誹謗正法などの罪により現身に無間地獄に墮ちた無垢論師・大慢婆羅門・熙連禪師・嵩靈法師の例⁽²⁶⁾、得道の者を殺し、あるいは仏塔や僧伽を破壊したため墮獄した毘盧釈迦王・大族王の例⁽²⁷⁾、謗法の罪によつて現身に墮獄したという善無畏の例⁽²⁸⁾、法華不信の罪により墮獄した烏龍の例⁽²⁹⁾などがみえる。

また、自ら意図して謗法行為をなさなくとも、謗法の人師を信ずるなど惡縁・惡知識に誑かされて無意識のうちに謗法に染まってしまった場合も、同様の報いが待っていることについて言及する場合もあり、『善無畏鈔』では、「謗法の入師共を信て後生を願人人は無間地獄可脱乎」(四一二頁)などと説示している。惡縁・惡知識・惡友によつて三惡道に墮する縁となることについては、日蓮はしばしば『大般涅槃經』光明遍照高貴徳王菩薩品(『正蔵』一一卷四九七頁c)の「為^ニ惡象^ノ殺^{サレテ}ハ不^レ至^ニ三趣^ニ。為^ニ惡友^ノ殺^{サレテ}ハ必^ズ至^ニ三趣^ニ」の文を引証とし、その用例が『守護国家論』(一一二頁)、『立正安国論』(二一四頁)、『顛謗法鈔』(二六二頁)、『富木殿御書』(一三七二頁)に確認され、また『法華玄義』(『正蔵』三三卷七六一頁b)の「若^シ值^ハ惡友^ニ則^チ失^フ本心^ヲ」を引く例が、『兄弟鈔』(九二二頁)、『四信五品鈔』(二二九六頁)にみえる。また、善友を遠離し正法を謗り惡法に執着する者が無間地獄に墮獄することについては、『立正安国論』(二二六頁)などに『大般涅槃經』迦葉菩薩品(『正蔵』一二卷五七五頁a)の「遠^シ離^シ善友^ヲ不^レ聞^ニ正法^ヲ

住ニ惡法ニ者、是ノ因縁ノ故ニ沈没シテ在リテ於阿鼻地獄ニ、所レ受クル身形縦横八万四千ナラン」の文を引いて説示している。また、その具体的先例として、退大取小によって三五の塵点を經歷して、四惡趣を転生したという舍利弗・迦葉・阿難・羅睺羅ほか三千声聞の例⁽³⁵⁾、提婆達多に唆されて墮獄した阿闍世王の例⁽³⁶⁾、苦得尼乾外道に誑かされて無間地獄に墮ちた善星比丘⁽³⁷⁾や瞿伽利の例⁽³⁸⁾、苦岸等の四比丘に誑かされて墮獄した大莊嚴仏末世の六八〇億の檀那の例⁽³⁹⁾、他化自在天(第六天の魔王)に蕩かされて墮獄する者の例⁽⁴⁰⁾、九十五種外道によって外道の法に執着したために惡道に墮ちた衆生の例⁽⁴¹⁾などがある。

また、重罪を造るといえども、現世に現罰を受けずに来世に墮獄することが必定となる場合として、『開目抄』に「上品の一闍提人になりぬれば、順次生に必無間獄に墮べきゆへに現罰なし」(六〇〇〜六〇一頁)等の説示がみえる。現世には修羅の苦を受け来世に墮獄する場合としては、『神国王御書』に「悲哉、鬪諍堅固の時に当て此国修羅道となるべし」(八九二頁)とみえるほか、『兄弟鈔』(九二六頁)等にも同様の記述がみえる。現世には餓鬼の苦(飢餓)を受け来世に墮獄する場合として、『開目抄』に「天台真言の学者等、今生には餓鬼道に墮、後生には阿鼻を招べし」(六〇七頁)とみえるほか、『木絵二像開眼之事』(七九三頁)等にも同様の説示が確認される。また、現身には亡国・疫病などの苦を受けて、後生に墮獄することについて言及した例として、『神国王御書』に「日本国の諸人、後生の無間地獄はしばらくをく。現身には国を失、他国に取れ(略)白癩黒癩等の諸惡重病を受取、後生には提婆瞿伽利等がごとく無間大城に墮べし」(八九一頁)とみえる。なお、『法華經』常不輕菩薩品の「其罪畢已」の文を引いて、誹謗正法による順次生の墮獄について説示するものとして、『開目抄』(六〇〇頁)がある。

一方、十惡・五逆を犯した者が懺悔滅罪して墮獄・墮惡道を免れることに関しては、『光日房御書』に「小罪なれども、懺悔せざれば惡道をまぬかれず。大逆なれども、懺悔すれば罪きへぬ」(一一五八〜一一五九頁)として、殺母・殺阿羅漢・破和合僧を犯した阿逸多の例、殺父を犯した竜印王の例を引く。

なお、日蓮は、末法においては、惡業よりも善業によって惡道に墮落することがあると、しばしば説いている。すなわち、『南条兵衛七郎殿御書』に「末法に入りて二百余年、見濁さかりにして、惡よりも善根にて多く惡道に墮つべき時刻也。惡は愚癡の人も惡としればしたがわぬへんもあり。火を水を用ひてけすがごとし。善は但善と思ふほどに、小善に付いて大惡のをこる事をしらず」(三二二〜三三三頁)などとみえるのがその例である。同じ仏法によりながら、時機不相応の教えを信じて、かえって惡業を増すことを示唆しているものと思われる。同様に、世間の罪よりも仏法の罪により惡道または地獄に墮ちることについても、『開目抄』に「世間の罪に依て惡道に墮者爪上土、仏法に依て惡道に墮者十方の土。俗よりも僧、女よりも尼多、惡道に墮べし」(五五六頁)とみえるほか、『顕仏未來記』(七四〇頁)、『小乘大乘分別鈔』(七七七頁)、『神国王御書』(八八七頁)、『王舍城事』(九一六頁)等にも類似した説示が確認される。

その他、墮獄に関する説示としては、墮地獄の死相について論じたものに、『神国王御書』に「人死して後ち色の黒は地獄に墮とは一代聖教に定る所なり」(八八九頁)とみえるほか、『妙法尼御前返事』(一五三五〜一五三六頁)にも詳述がみえる。『法蓮鈔』(九五六頁)には、先生に善根を積み今生に謗法に陥った者には、口則閉塞・頭破七分の現罰が、先生・今生ともに謗法の罪を犯した者は、生々に無間地獄に墮落することが説かれて

いる。また、『顕謗法鈔』では、『止観輔行伝弘決』⁽³⁷⁾に『聖善住意天子所問經』の文として引く「聞法生謗墮於地獄勝於供養恒沙仏者」を用い、「末代の凡夫はなにとなくとも悪道を免れんことはかたかるべし。同じく悪道に墮ちるならば、法華經を謗せさせて墮すならば、世間の罪をもて墮ちたるにはにるべからず」(二六〇〜二六一頁)と、世間の罪によつて三悪道に墮ちるくらいであれば、謗法によつて墮獄したほうが来世に正法と結縁することとなるので、末代の凡夫には相応しいなどと述べている。

五、同位転生の説示

次に、同じ衆生間における転生で、より優れた機根や恵まれた境遇へと生を転じた事例について、日蓮遺文を紐解くと、人間界の凡夫が転生の後、人王となった例として、砂の餅を積尊に供養して阿育王に転生した得勝童子の故事が挙げられる。『王日殿御返事』(一八五三頁)や『兵衛志殿御返事』(一五〇五〜一五〇六頁)などに確認される⁽³⁸⁾。

六、むすびにかえて

以上、雑駁ながら、日蓮遺文中の輪廻転生に関する説示を中心に、検討を試みてきた。基本的には、善根を積んだ者が勝れた果報をえ、悪業を積んだ者が劣った果報をえるという構図が、当然のことながらそこには確認されたわけであるが、殊に六道間での転生の事例については、その引用は広範にわたるばかりでなく、主として墮三悪道・墮四惡趣、就中墮獄に関する引例が多く、このことは謗法の問題とかわつて日蓮において重要な命題として見なされていることを理解できた。

なお、これらの考察と併行して日蓮の人生観についても、少しく触れた。先例の引証でも確認できた通り、日蓮の人生観の基本には、まずは仏教一般的な「輪廻転生・生死流転の人生観」があった。現在に人間界に生まれたのは、非常に希有なことで、前世に善業を積んだためであると解釈している。一方、来世に三悪道・四惡趣に墮する縁は無数にある。よつて現世において懺悔滅罪の必要性があるのである。これに対して、晩年の日蓮の人生観は、数々の受難を契機に一転する。今生において人間の生を受け、法華經を行ずることで難に値うことは、過去世の謗法の滅罪につながるという「滅罪の人生観」に変わるのがある。それは、法華經の常不輕菩薩品の説示に基づくもので、すなわち、日蓮が今生に人間界に生まれて法難の苦を受ける理由は、前世における十惡五逆の罪によるものではなく、偏に謗法の罪によるものであるという認識に立っていたことが理解できる。

また、これにともなつて、実は日蓮のその後の値難観に関しても変化が看取できる。現世の受難は、過去世の罪の重きを転じて軽きを受けるといふ「転重軽受」のためのものでもあるという認識が生まれてくるのである⁽³⁹⁾。こうした考え方は、自身の受難の体験と不輕菩薩の故事とが合致するという見解から生まれたものと解釈できる。受難は、単に法華經の真实性の証明になるだけでなく、謗する者に逆縁下種して迫害者を救うことにもなるし、それらによつて自身の滅罪につながるのである。

このように、日蓮における輪廻転生の問題は、単なる因果応報の結末としての意義を有するばかりではなく、過去世の謗法と現世の滅罪という視点においても捉え直されていたことが理解できるのである。

註

- (1) 『阿毘達磨大毘婆沙論』(『正藏』二七卷三六一頁b)に「中有極多住七七。四十九日定結生故」とみえるほか、『瑜伽師地論』(『正藏』三〇卷二八二頁a) b)、『阿毘達磨俱舍論』(『正藏』二九卷四六頁b)に同様の記述がみえる。なお、現世の報いを単に来世に受けるばかりが転生ではなく、現世に業を造り現世にその果報を受けることを順現受業、現世において造った業の報いを次世(来世)において受けることを順次生受業、現世で造った業により第三生(次々生)以後にその報いを受けることを順後受業ともいう。日蓮は、『災難興起由来』一六〇頁、『災難対治鈔』一七〇頁等において、順現業の隨獄の経証として『仁王般若波羅蜜經』囑累品(『正藏』八卷八三三頁c)、『大般涅槃經』如来性品(『正藏』一二卷三九九頁a)、『法華經』普賢菩薩勸発品(『開結』五九八頁)等の文を、順次生業の隨獄の経証として『法華經』譬喻品(『開結』一六八頁)、『仁王般若波羅蜜經』囑累品(『正藏』八卷八三三頁c)の文を引く。
- (2) 『大方広仏華嚴經』入法界品(『正藏』一〇卷三七七頁c)ほか。
- (3) 田村芳朗他編『日本における生と死の思想―日本人の精神史入門―』(有斐閣選書)、佐々木馨著『生と死の日本思想―現代の死生観と中世の仏教思想―』(トランスビュー)、北川前肇稿「日蓮の輪廻観」『大法輪』七六卷四号ほか。
- (4) 浅井圓道著『観心本尊抄』(大蔵出版『仏典講座』三八)七七頁。なお、『聖人御難事』にも、「ひだるしとをわば餓鬼道ををしへよ。さむしといわば八かん地獄ををしへよ。をそろしといわば、たかにあへるきじ、ねこにあへるねずみを他人とをもう事なかれ(一六七五頁)」と、地獄・餓鬼・畜生の特質の一端を簡略に表現した説示がみえる。
- (5) 六道うち、畜生界衆生に関する説示については、「譬喩にみる日蓮聖人の動物観(一)―動物」の定義と分類を中心に、『日蓮教学研究紀要』二三号(一九九六年)、「譬喩にみる日蓮聖人の動物観(二)―輪廻転生と童女成仏をめぐる―」、『日蓮教学研究紀要』二四号(一九九七年)などにおいて考察した。
- (6) なお、同生・同名は、『大方広仏華嚴經』(『正藏』三五卷五三八頁a)などにみえる、人間の誕生と同時に左右の肩に宿ると言われる俱生神で、同名神は左肩にあつて善根を記録する男神、同生神は右肩にあつて悪業を記録する女神とされるが、日蓮はこれを守護神ととらえて説示している。
- (7) 真蹟は伝存しないが、『聖愚問答抄』には「然れば外典のいやしきをしえにも、朝有紅顔誇世路、夕為白骨朽郊原と云へり(三五八頁)」と、『和漢朗詠集』巻下「無常」の藤原義孝の七言詩(『日本古典文学大系』七三卷二五五頁)を引く。
- (8) 『観無量寿經』(『正藏』一二卷三四五頁c)には、父母孝養が極楽往生の正因として説かれるが、ここでは『妙法蓮華經玄義』(『正藏』三三卷六八二頁b)の文で、教論外道の説。
- (9) 道教を篤く信仰したため仏典の書写を嫌った能書家の烏龍が、その罪により

墮獄し、その遺志を頑なに守った子息の遺龍が、司馬氏の嚴命により不本意ながらも法華經を書写した功德によって、亡父烏龍のみならず地獄界の衆生をも濟度したという物語。『法華伝記』（『正藏』五一卷八三頁c）等にみえる。

- (10) 『法華文句』（『正藏』三四卷一〇頁a）。
- (11) 『大日經義釈』（『卍統』二三卷四五頁）。
- (12) 『法華題目鈔』に「小乗の四諦の名計をさやづる鸚鵡、なを天に生ず」（三九二頁）とみえる。典拠には、『賢愚經』（『正藏』四卷四三六頁c）四三七頁b）、『涅槃經疏』（『正藏』三八卷二二八頁c）等がある。
- (13) 『兄弟鈔』に「尸毘王のとは毘沙門天ぞかし」（九二五頁）とみえる。典拠は、『菩薩本生鬘論』卷一（『正藏』三卷三三三頁b）などにみえる。
- (14) 『松野殿女房御返事』に「兔は經行の者を供養せしかば、天帝哀みをなして月の中にをかせ給ぬ。今天を仰見るに月の中に兔あり」（一六五一〜一六五二頁）とみえる。典拠には、『大唐西域記』（『正藏』五一卷九〇七頁b）等がある。
- (15) 『千日尼御返事』に「尸陀山の野干は仏法に値て、生をいとい死を願て帝釈と生たり」（一七六五頁）とみえる。典拠には、『未曾有因縁經』（『正藏』一七卷五七六頁c）五八〇c）等がある。
- (16) 雪山童子のご事は、『大般涅槃經』卷一四（『正藏』一二卷四四九頁b）四五一頁b）にみえる。
- (17) 同様の見解は、『光日房御書』にも「蟻子を殺る者は地獄に入、死にかばねを切る者は惡道をまぬかれず。何況、人身をうけたる者をころせる人をや」（一五八〜一五九頁）などとみえる。
- (18) 高森大乘稿「日蓮遺文の積尊本生譚」（『上田本昌先生喜寿記念論文集』日蓮聖人と法華仏教』大東出版、二〇〇七年）を参照。尚、日蓮のこの論理は、謗法根絶の為には斷罪も辞さないという意味に捉えられがちであるが、日蓮は『立正安國論』において、「全ク非ズ禁ムルニ 仏子ヲ、唯偏ニ惡ニム謗法一也。夫レ積迦之以前ノ仏教者雖レモ斬ニ其罪ヲ、能仁之以後ノ經説ハ者則チ止ニ其ノ施ヲ。然レモ四海万邦一切ノ四衆、不レ施サ其ノ惡ニ皆帰セバ此ノ善ニ、何ナル難カ並ヒ起リ、何ナル災カ競ヒ来ラシ矣」（二二四頁）とみえるように、謗法の者を斷罪に処すのではなく、その罪を責めて除くのが相応であり、謗法禁斷の方法として仙豫國王や有徳王の謗法者斷罪について説いたのは、本生譚における積尊前生の事績であり、今の世においては謗法者に対する布施を禁ずる禁斷謗施を専らとすべき旨を強調しているのである。
- (19) 『神國王御書』（八九一頁）、『法蓮鈔』（九三六頁）、『撰時抄』（一〇一八頁）、『三三藏祈雨事』（一〇七一頁）、『兵衛志殿御返事』（一五〇五頁）。
- (20) 『災難対治鈔』（一六六頁）、『立正安國論』（二二六頁）。典拠は、『法華經』常不輕菩薩品（『開結』四九三頁）による。
- (21) 『上野尼御前御返事』（一八五八頁）、『光日上人御返事』（一八七九頁）。
- (22) 『撰時抄』（一〇五六頁）。典拠は『阿毘達磨大毘婆沙論』（『正藏』二七卷九頁b）等によるか。

- (23) 『三蔵祈雨事』(一〇六五頁)、『諫曉八幡抄』(一八四九頁)、『賢愚經』(『正蔵』四卷四二四頁a)、『大唐西域記』(『正蔵』五一卷八九九頁c)などにもえる。
- (24) 『光日房御書』(一一五九頁)。
- (25) 『災難対治鈔』(二六六頁)、『兄弟鈔』(九二四頁)、『諫曉八幡抄』(一八四七頁)ほか。典拠は『諸法無行經』(『正蔵』一五卷七六一頁a)によるか。
- (26) 『顕謗法鈔』(二六六頁)、『神国王御書』(八八八頁)、『撰時抄』(一〇四〇頁・一〇五六頁)ほか。
- (27) 『行敏訴状御会通』(五〇〇頁)ほか。毘盧釈迦王の故事は『大唐西域記』(『正蔵』五一卷九〇〇頁c)などに、大族王の故事は『大唐西域記』(『正蔵』五一卷八八八頁c)などにみえる。
- (28) 『善無畏鈔』(四〇八頁)、『開目抄』(五八〇頁)、『聖密房御書』(八二二頁)、『大田殿許御書』(八五五頁)、『神国王御書』(八八九頁)、『曾谷入道殿許御書』(八九七頁)、『兄弟鈔』(九二二頁)、『一谷入道御書』(九九一頁)、『報恩抄』(一二二七頁)、『下山御消息』(一三四〇頁)ほか。両臂の縄目の由来について語った善無畏の言葉は、『大毘盧遮那成仏経疏』(『正蔵』三九卷六三四頁b)にみえる。
- (29) 『法蓮鈔』(九四六頁)、『光日上人御返事』(一八七九頁)、『上野尼御前御返事』(一八九一頁)。
- (30) 『兄弟鈔』(九一九〜九二〇頁・九三三頁)にみえる。三五塵点とは、本来は、『法華経』化城喩品・如来寿量品にもとづいた釈尊の最初化導の時を示す標語であるが、日蓮は、大通結縁・久遠下種の者が中間に悪知識に遇って法華経を退転したため六道の輪廻を経歴した時間として置き換えて解釈している。舍利弗・迦葉・阿難・羅睺羅等は、過去三千塵点劫の昔、大通智勝仏の第一六王子であった釈迦菩薩から法華経を習ったのであるが、悪縁に迷わされて法華経を捨てる心を起こし、かくして権大乘経や小乗経へ移ったりしている間に、次第に堕ち行きて、ついには天上・人間、さらに三悪道へと墮落し、退大取小のゆえに三千塵点劫の永い間、無間地獄あるいは七大地獄、まれには餓鬼・畜生・修羅界などに生まれ三千塵点劫を経歴してようやく人天に生まれたとする。
- (31) 『神国王御書』(八八八頁)、『法蓮鈔』(九四〇頁)、『三蔵祈雨事』(一〇六五頁)、『光日房御書』(一一五九頁)。典拠は、『大般涅槃経』(『正蔵』一二卷四七四頁a)などによるか。
- (32) 『神国王御書』(八九一頁)。典拠は、『大智度論』(『正蔵』二五卷一五七頁b)などによるか。
- (33) 『守護国家論』(一二二頁)。典拠は『大般涅槃経』迦葉菩薩品(『正蔵』一二卷五六一頁a)などに求められる。
- (34) 『兄弟鈔』(九二三頁)、『諫曉八幡抄』(一八四七頁)。典拠は、『仏蔵経』(『正蔵』一五卷七九四頁c)などによるか。
- (35) 『兄弟鈔』(九二二頁)。

(36) 『開目抄』(五三八頁)、『三三藏祈雨事』(一〇七〇頁)。

(37) 『正藏』四六卷一七四頁。なお、『大正新修大藏經』所載の『聖善任意天子所問經』には該当する文は確認できない。

(38) これと関連して、『報恩抄』の「殷の紂・夏の桀、法師となりて日本に生たり。後周の宇文・唐の武宗、二たび世に出現せり」(一二四七頁)とみえる表現は、同じ人間界から同質の人間界衆生への転生を果たした例として興味深い。悪王の法師への転生に関しては、六道からの解脱とは趣を異にするものであり、人間界から四聖への転生に関する説示ともとれる表現で、中国史上悪王として名高い殷の紂王・夏の桀王が、鎌倉時代の日本に僭聖増上慢の法師として転生したことを示唆するものである。なお、転生とは直接関係がないが、畜生界衆生が、より優れた畜生の機類への身に即した変化・転身を遂げる事例として、竜門の鮒について触れた『上野殿御返事』(一七〇七〜一七〇八頁)の例、門弟の遣わした歩馬が金泥駒(釈尊出家の際の登乗馬)に変わるなどと賞賛した『兵衛志殿御返事』(二五〇六頁)の例がある。

(39) 『転重軽受法門』「涅槃經に転重軽受と申法門あり 先業の重き、今生につきずして、未来に地獄の苦を受べきが、今生にかゝる重苦に値候へば、地獄の苦はんときへて、死候へば、人天三乗一乗の益をうる事候。不軽菩薩の悪口罵詈せられ、杖木瓦礫をかほるも、ゆへなきにはあらず。過去の誹謗正法のゆへかとみへて、其罪畢已と説て候は、不軽菩薩の難に値ゆへに、過去の罪の滅かともみへんべり」(五〇七頁)、『兄弟鈔』「今生に正法を行する功德強盛なれば、未来の大苦をまねきこして少苦に値なり」(九二四頁)、『四條金吾釈迦仏供養事』「先生に法華經の行者をあだみたりけるが、今生にむくふなるべし」(一一八七頁)などとみえる。